

# 令和6年度指定居宅サービス 事業者運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

# 第1 運営指導の実施状況

## ● 目的

吹田市では、介護保険法第23条、第24条及び吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

## ● 実施回数

吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領等により、運営指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所を、令和6年4月1日に運営していた事業所としています。

※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

# 令和6年度運営指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
訪問介護	142	22	15%
(介護予防)訪問入浴介護	4	0	0%
(介護予防)訪問看護	152	16	11%
(介護予防)訪問リハビリテーション	10	2	20%
通所介護	46	8	17%
(介護予防)通所リハビリテーション	14	0	0%
(介護予防)短期入所生活介護	46	10	22%
(介護予防)短期入所療養介護	14	0	0%
(介護予防)居宅療養管理指導	—	—	—
(介護予防)福祉用具貸与	55	6	11%
特定(介護予防)福祉用具販売	55	6	11%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	18	0	0%
介護老人福祉施設	17	2	12%
介護老人保健施設	7	1	14%
合計	580	73	13%

# 令和6年度運営指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘事業所数 / 指導事業所数	内訳		
		口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問介護	22/22	3	0	19
(介護予防)訪問入浴介護	-	-	-	-
(介護予防)訪問看護	16/16	0	0	16
(介護予防)訪問リハビリテーション	2/2	0	0	2
通所介護	8/8	1	0	7
(介護予防)通所リハビリテーション	-	-	-	-
(介護予防)短期入所生活介護	10/10	2	0	8
(介護予防)短期入所療養介護	-	-	-	-
(介護予防)居宅療養管理指導	-	-	-	-
(介護予防)福祉用具貸与	6/6	0	0	6
特定(介護予防)福祉用具販売	6/6	0	0	6
(介護予防)特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
介護老人福祉施設	2/2	1	0	1
介護老人保健施設	1/1	0	0	1
合計	73/73	7	0	66

# 第2 文書指摘事項

## 1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	個別サービス計画の作成等	サービス提供の記録不備等
第2位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書等	運営規程や重要事項説明書の記載内容の不備等
第3位	介護給付費関係	基本報酬、加算等	加算要件の未実施等による介護報酬の請求等
第4位	運営基準	各サービスの具体的取扱方針等に係ること	定期的なモニタリングの未実施、サービス担当者会議の開催結果の未記録等
第5位	運営基準	秘密の保持	利用者やその家族の個人情報の使用同意不備等

## 2 主な指摘事項

### 【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】（運営基準）

番号	指摘内容	文書指摘
1	個別サービス計画が居宅サービス計画に適合した内容になつていなかつた。	
2	個別サービス計画の作成等にあたり、課題、アセスメント結果、サービス担当者会議等に基づき作成されていなかつた。	

### 【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】（運営基準）

番号	指摘内容	文書指摘
1	重要事項説明書の必要事項(提供するサービスの第三者評価等)に未記載があつた。	
2	運営規程の必要事項(人員・設備及び運営に関する基準等)に誤記載があつた。	
3	運営規程と重要事項説明書に記載されている内容が一致していなかつた。	

## 【基本報酬、加算要件に係る指摘事項】（介護給付費関係）

番号	指摘内容		文書指摘
1	特定事業所加算	利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に係る記録がない事例があった。 算定要件にを満たす居宅サービス計画が作成されていない事例があった。	
2	介護報酬	サービス計画に位置付けられていない介護保険のサービス提供を行い介護報酬を請求していた。	
3	個別機能訓練加算 (通所介護)	通所介護計画や個別機能訓練計画について、目標の達成状況や機能訓練を行う際の留意事項が空欄の事例があった。	

## 【各サービスの具体的取扱方針等に係ること】（運営基準）

番号	指摘内容	文書指摘
1	モニタリングが定期的に行われていなかった。また、モニタリングの記録が残されていなかった。	
2	サービス担当者会議の開催結果の未記録、欠席時の対応の不備等があった。	

## 【秘密の保持等に係る指摘事項】 (運営基準)

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者やその家族の個人情報の使用について、文書による同意が得られていなかった。	
2	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていなかった。	

## 第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず  
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは  
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和6年度については、監査の実施は、4法人5事業所ありました。